

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、本市の人口は47,682人、うち労働力人口は40,785人となっている。産業別人口の割合を見ると、第一次産業従事者11.5%、第二次産業従事者31.8%、第三次産業従事者は56.7%で第三次産業に従事している者が最も多い。

本市は、昭和40年代から「農工一体のまちづくり」をあるべき将来像に据え、果樹栽培を主に農業を振興するとともに、山形県で施行、分譲した東根大森工業団地をはじめ、山形臨空、縄目及び大森西工業団地を造成し、4つの工業団地を中心として主に製造業を中心とした企業誘致を行って工業振興に努めてきた。

この間、山形新幹線の新庄延伸、東北中央自動車道の開通など交通インフラが整備されたことに伴い、企業進出が相次ぎ、市内4つの工業団地は全て分譲済みとなっている。

また新都心づくりとして市中央部に中央、一本木、神町北部の3つの区画整理を行い、商業地及び住宅地の集積が進み、小売業やサービス業等の企業進出が相次いでいる。

さらに日本一の生産量を誇る「さくらんぼ」を観光の中心に据え、さくらんぼマラソン大会やさくらんぼ種飛ばし大会などを開催し、市外観光客の誘客に努め、サービス業の振興にも力を入れてきた。

令和3年経済センサス調査によると、市内には1,749の民営事業所があり、従業員が50名未満の民営事業所は1,687事業所と全体の96%を占めている。

市内事業所のほとんどが中小企業であり、その経営内容は人手不足及び後継者不足に悩まされており、事業所数も減少傾向にある。

こうした課題を放置することは、中小企業の継続的な事業活動を阻害し、ひいては市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取組みを支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を促進し中小企業者の事業基盤を強化し産業をさらに活性化させることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に、15件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、製造業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性を向上する必要がある。また、事業者によって必要とする設備は異なり、その種類は多岐にわたることから、多様な設備投資を支援する必要がある。

よって、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市は「農工一体のまちづくり」を目的として、1（1）に示すように農業、工業振興、また観光・サービス業の振興にも努めてきた。

その結果、本市の産業は市内全域にわたるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から対象地域を市内全域とする。

（2）対象業種・事業

市内においては多岐にわたる業種で事業が営まれており、幅広い事業者の生産性を向上する必要がある。よって対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギーの推進等多様である。したがって本計画においては、「1（3）労働生産性に関する目標」に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和 7年 6月20日～ 令和 9年 6月19日の2年間

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画は、計画期間を3年、4年又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備導入計画等の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。